

# 定時制課程・通信制課程の 現状について

令和2年5月21日

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）

# 高等学校の学校数（令和元年度）

- 高等学校の学校数（令和元年度）について、全日制高校は4,719校（全体の84.1%）、定時制高校は639校（全体の11.4%）、通信制高校は253校（全体の4.5%）。

（全日制・定時制課程）

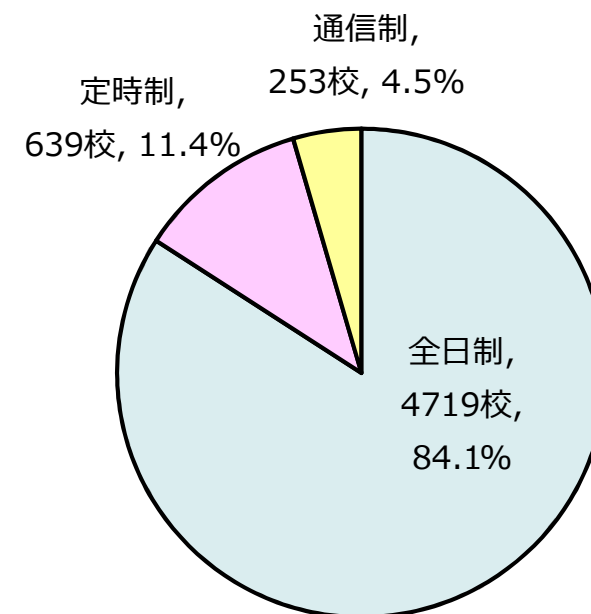
（校）

	国立	公立	私立	総数
全日制	15	2,938	1,295	4,248
定時制	—	164	4	168
全定併設	—	448	23	471
総計	15	3,550	1,322	4,887

（通信制課程）

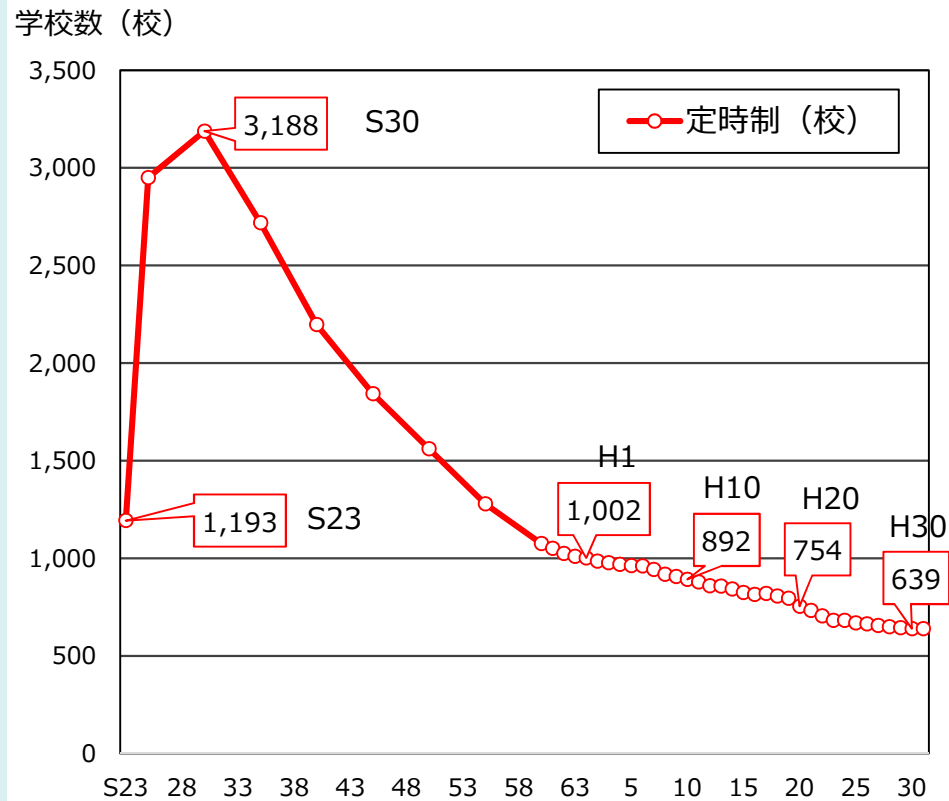
（校）

	国立	公立	私立	総数
独立校	—	7	106	113
併置校	—	71	69	140
総計	—	78	175	253

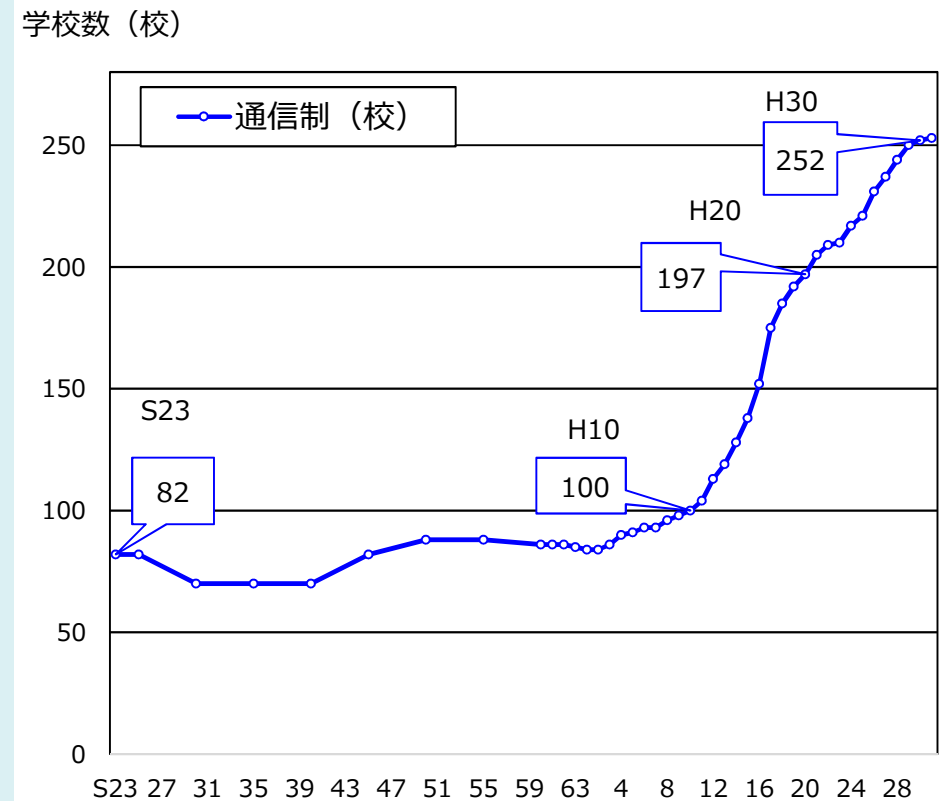


# 高等学校の学校数（定時制・通信制課程の推移）

## 定時制課程を置く学校数の推移



## 通信制課程を置く学校数の推移

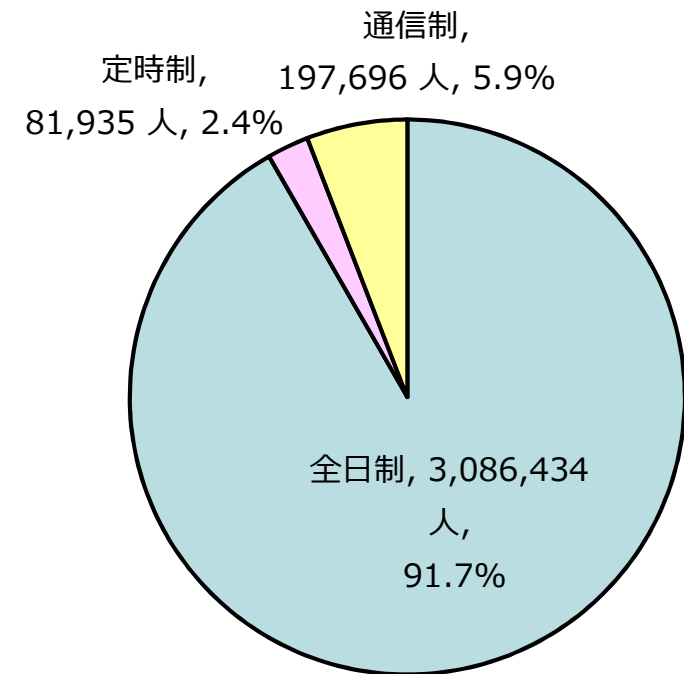


# 高等学校の生徒数（令和元年度）

○ 高等学校の生徒数（令和元年度）について、全日制高校は3,086,434人（全体の91.7%）、定時制高校は81,935人（全体の2.4%）、通信制高校は197,696人（全体の5.9%）。

	国立	公立	私立	総数
全日制	8,476	2,052,788	1,025,170	3,086,434
定時制	—	79,290	2,645	81,935
通信制	—	56,373	141,323	197,696
総計	8,476	2,188,451	1,169,138	3,366,065

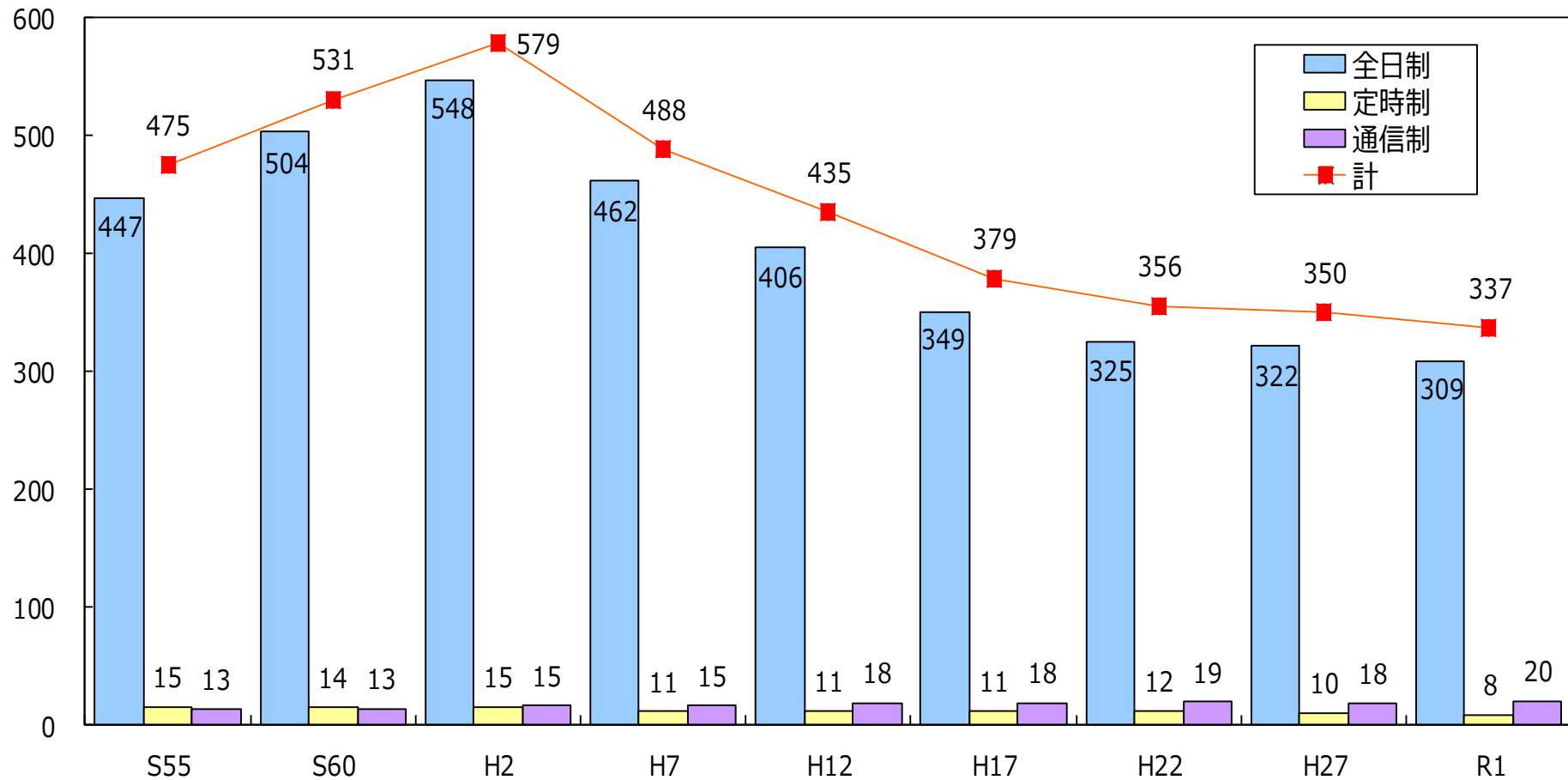
※専攻科・別科に属する生徒数を含む。



# 高等学校の生徒数（課程別・推移）

生徒数（万人）

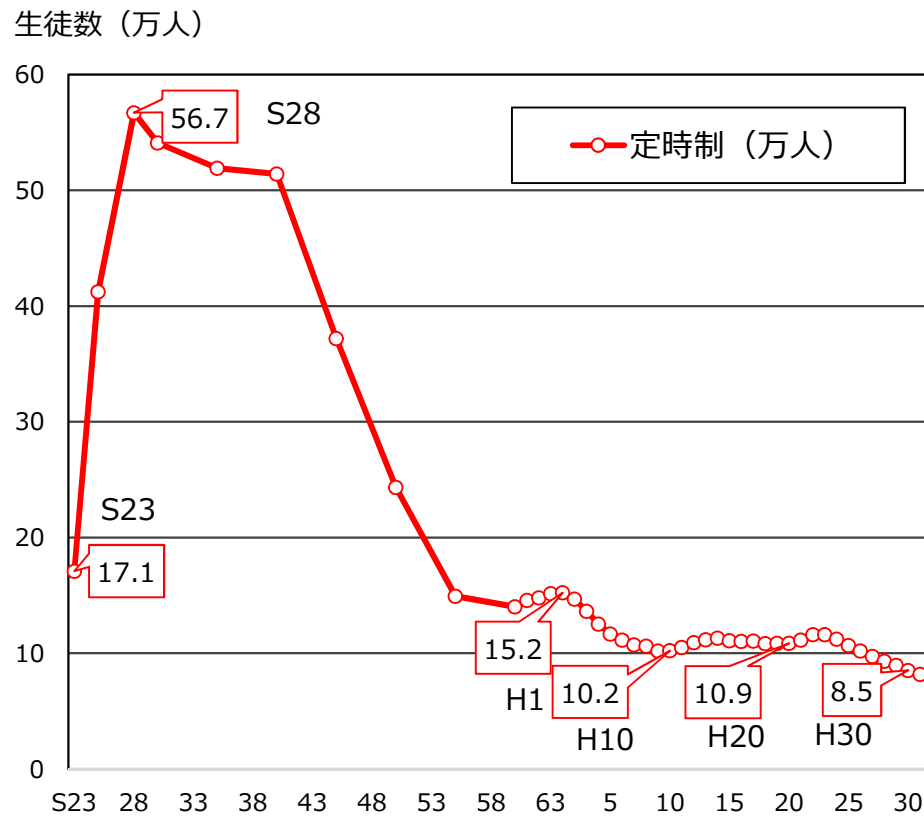
（国公立の高等学校）



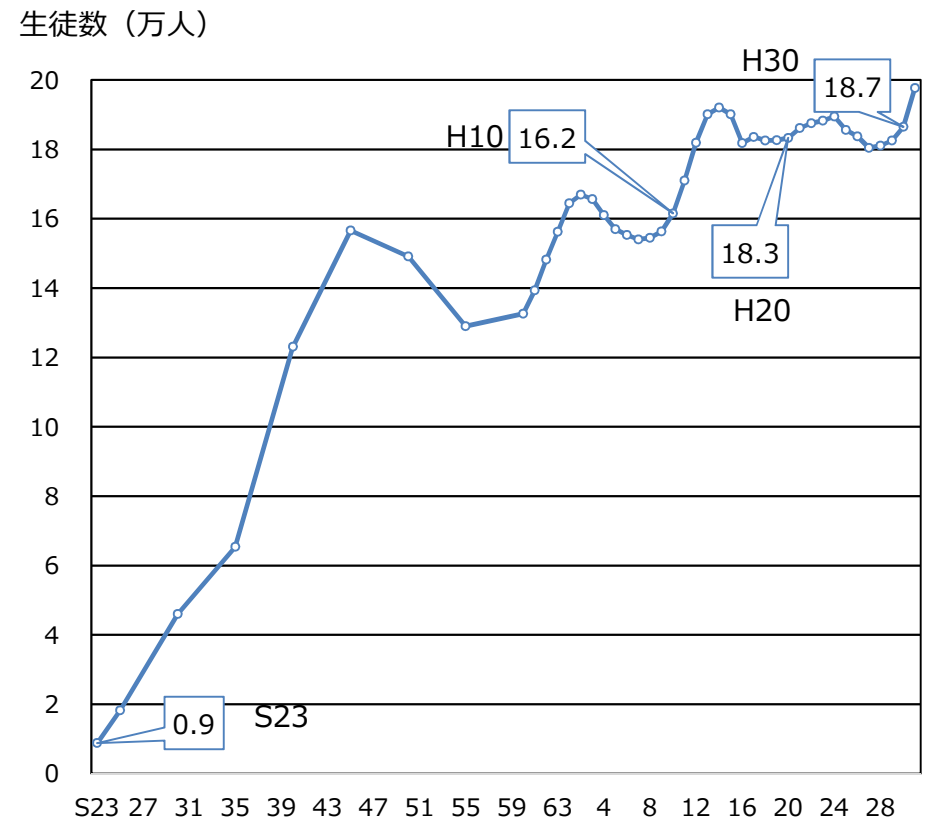
（出典）文部科学省「学校基本統計」

# 高等学校の生徒数（定時制・通信制課程の推移）

## 定時制課程の生徒数の推移

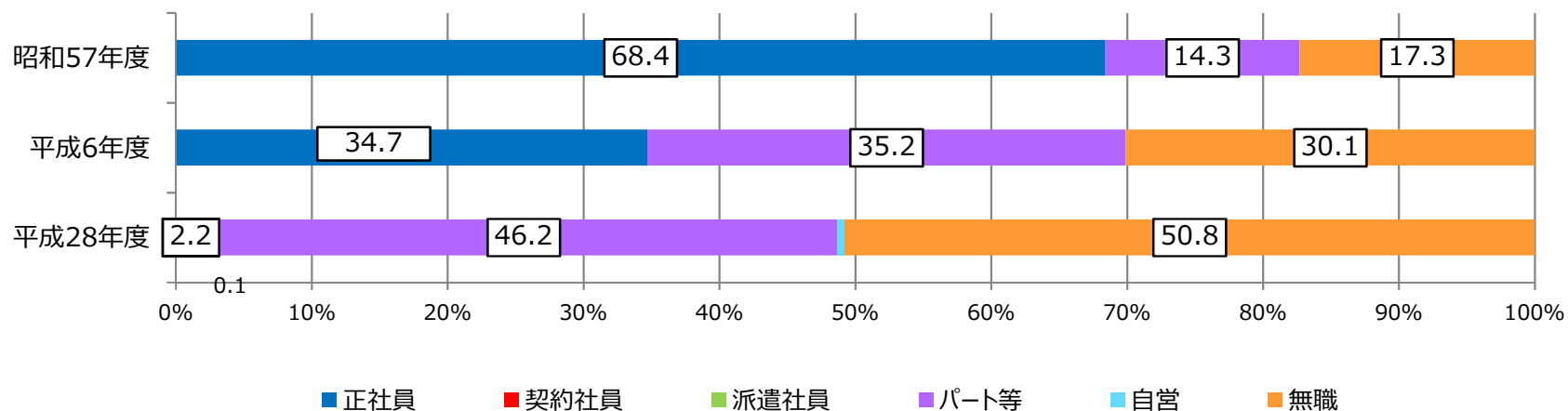


## 通信制課程の生徒数の推移



# 定時制課程の生徒の就業状況等

## 定時制高校に在籍する生徒の就業状況の変化

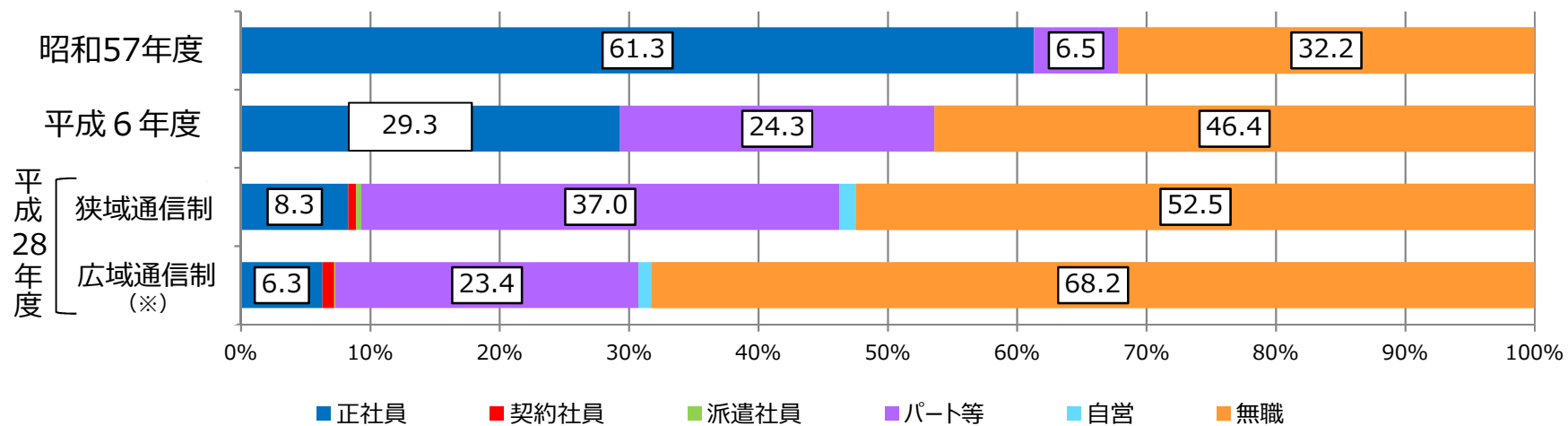


## 定時制高校に在籍する生徒の実態等

	定時制
小・中学校及び前籍校における不登校経験がある生徒	39.1%
外国とつながりがある（外国籍・日本語を母語としない）生徒	6.6%
ひとり親家庭の生徒	36.9%
非行経験（刑法犯罪等）を有する生徒	7.7%
特別な支援を必要とする生徒	20.1%
心療内科等に通院歴のある生徒	9.2%

# 通信制課程の生徒の就業状況等

## 通信制高校に在籍する生徒の就業状況の変化



## 通信制高校に在籍する生徒の実態等

	狭域通信制	広域通信制 (※)
小・中学校及び前籍校における不登校経験がある生徒	48.9%	66.7%
外国とつながりがある（外国籍・日本語を母語としない）生徒	2.8%	2.4%
ひとり親家庭の生徒	26.9%	18.7%
非行経験（刑法犯罪等）を有する生徒	2.1%	4.1%
特別な支援を必要とする生徒	11.8%	3.0%
心療内科等に通院歴のある生徒	11.0%	4.8%

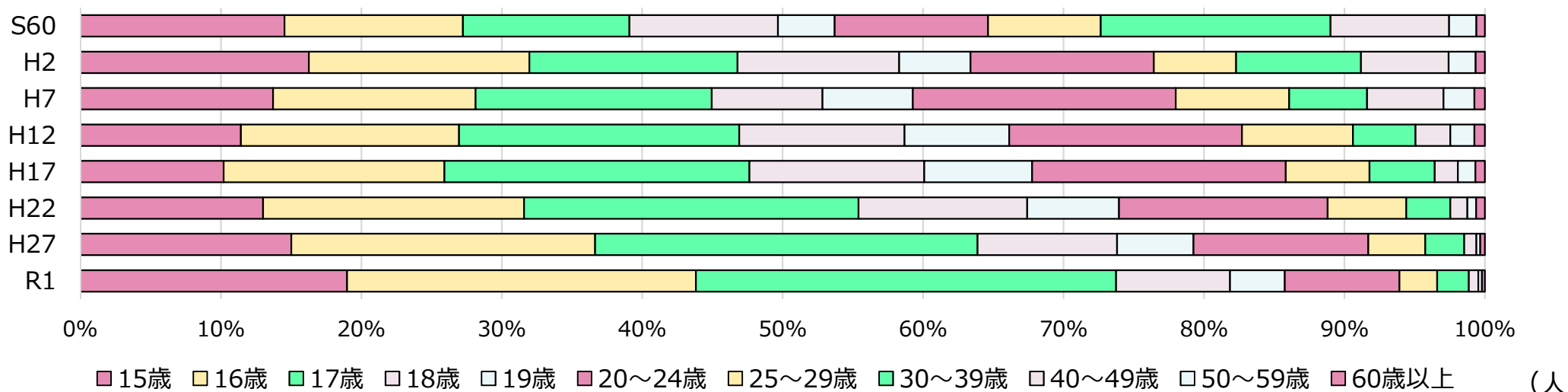
(※) 広域通信制とは3以上の都道府県において生徒募集を行うものを指す。

(出典) 「定時制・通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究」報告書（平成29年度文部科学省委託事業）



# 通信制課程の年齢別生徒数（全体推移）

- 通信制課程の年齢別生徒数について、令和元年5月1日現在では、15歳が37,526人（19.0%）、16歳が49,096人（24.8%）、17歳が59,173人（29.9%）、18歳が16,022人（8.1%）、19歳が7,712人（3.9%）、20歳～24歳が16,139人（8.2%）、25歳～29歳が16,139人（8.2%）、25歳以上が12,028人（6.1%）。
- 通信制課程の生徒層は、全体として若年化している傾向にある。

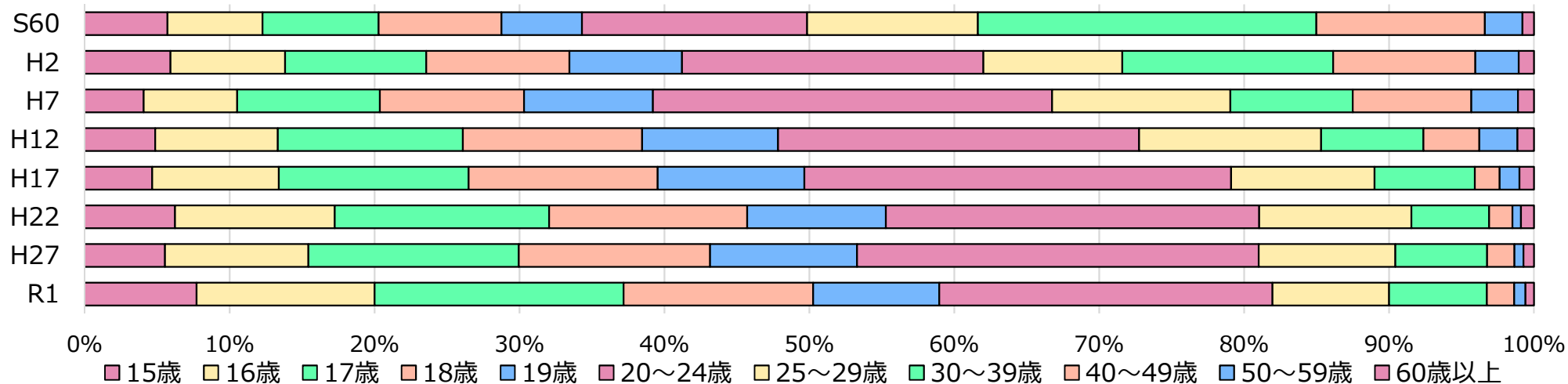


	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20～24歳	25～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
<b>S60</b>	19,282	16,839	15,725	14,020	5,377	14,466	10,662	21,700	11,197	2,564	812
<b>H2</b>	27,147	26,237	24,737	19,233	8,480	21,795	9,764	14,846	10,434	3,221	1,092
<b>H7</b>	21,117	22,202	25,894	12,144	9,894	28,830	12,453	8,525	8,399	3,386	1,139
<b>H12</b>	20,788	28,229	36,303	21,400	13,567	30,112	14,398	8,095	4,497	3,134	1,354
<b>H17</b>	18,714	28,852	39,870	22,819	14,092	33,143	10,962	8,510	3,030	2,292	1,234
<b>H22</b>	24,401	34,839	44,664	22,506	12,272	27,860	10,485	5,895	2,268	1,185	1,163
<b>H27</b>	27,088	39,022	49,106	17,927	9,816	22,443	7,335	4,995	1,573	492	596
<b>R1</b>	37,526	49,096	59,173	16,022	7,712	16,139	5,321	4,429	1,366	511	401

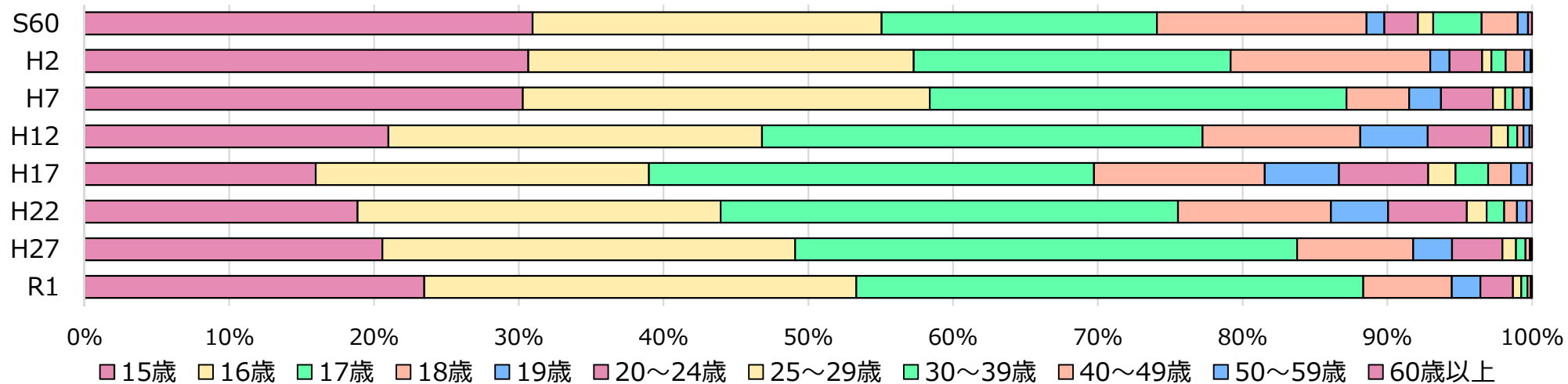
# 通信制課程の年齢別生徒数（公私別推移）

- 公立通信制では、生徒層の若年化が見られるが、若年層のみならず多様な年齢層の生徒が学んでいる状況にある。
- 私立通信制では、従前から若年層の生徒が多く学んでいる状況にある。

## （公立通信制）

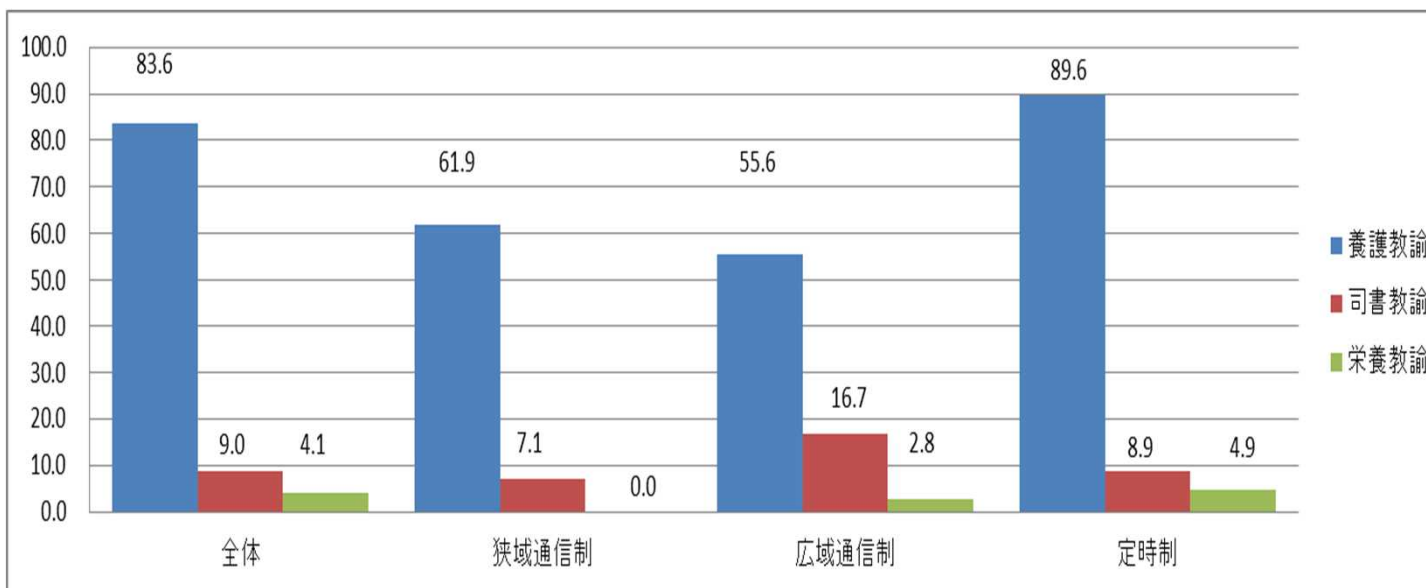


## （私立通信制）

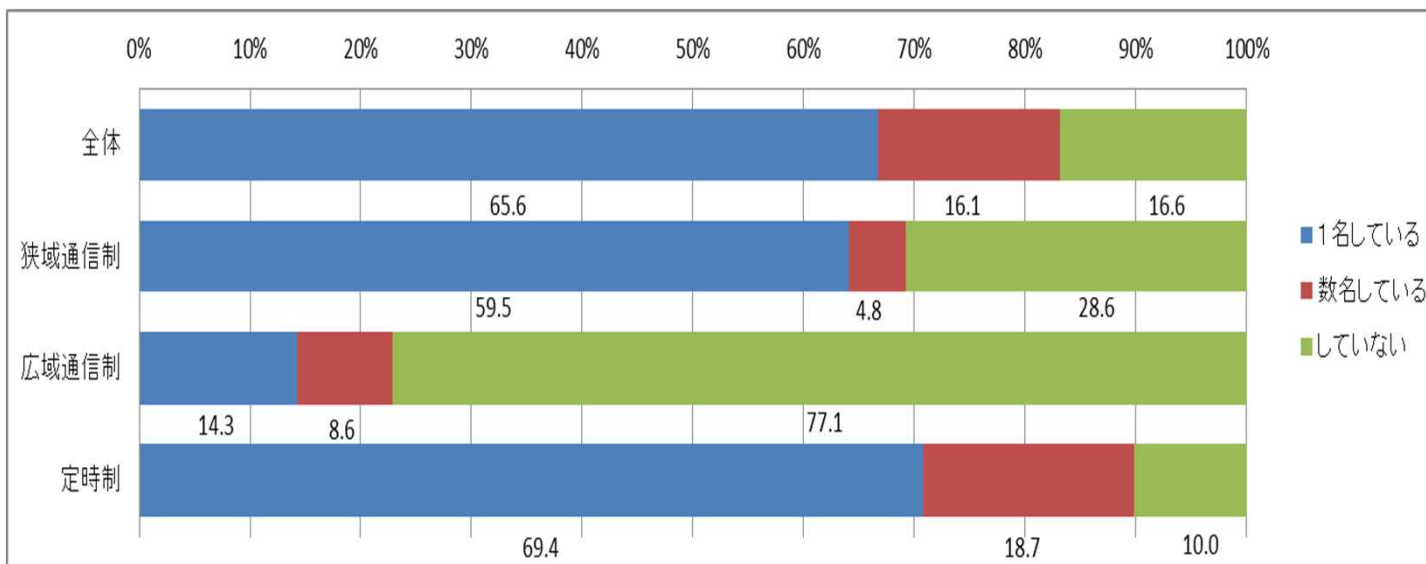


# 定時制・通信制高等学校における養護教諭等及び特別支援教育コーディネーターの状況

## 養護教諭、司書教諭、栄養教諭の配置状況



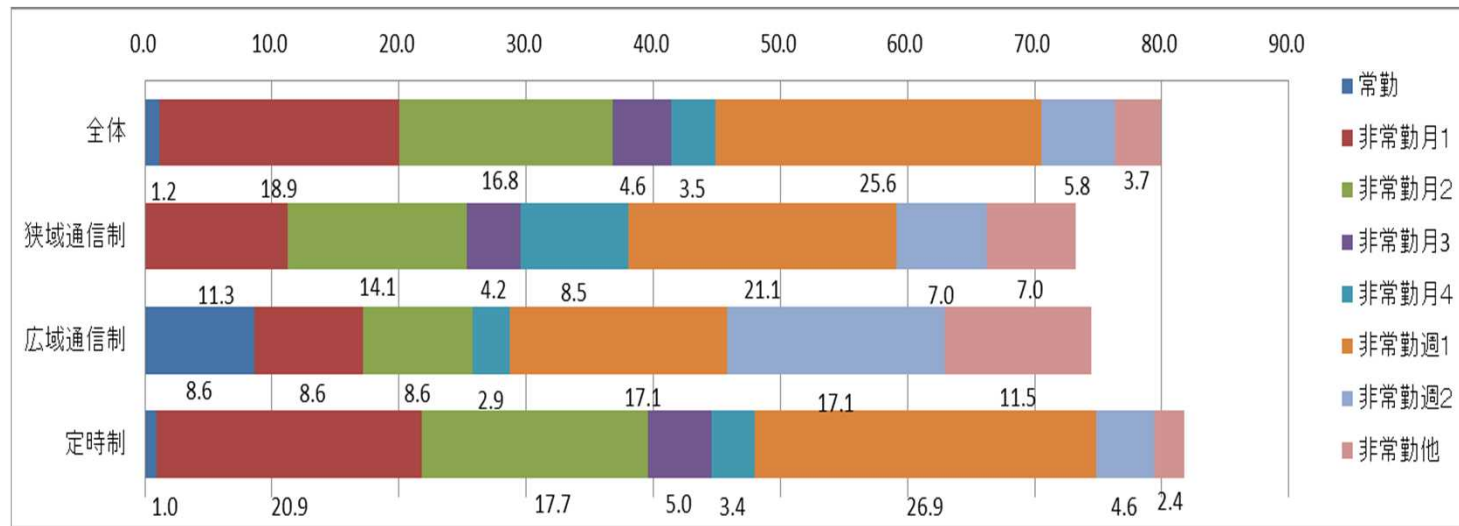
## 特別支援教育コーディネーターの指名状況



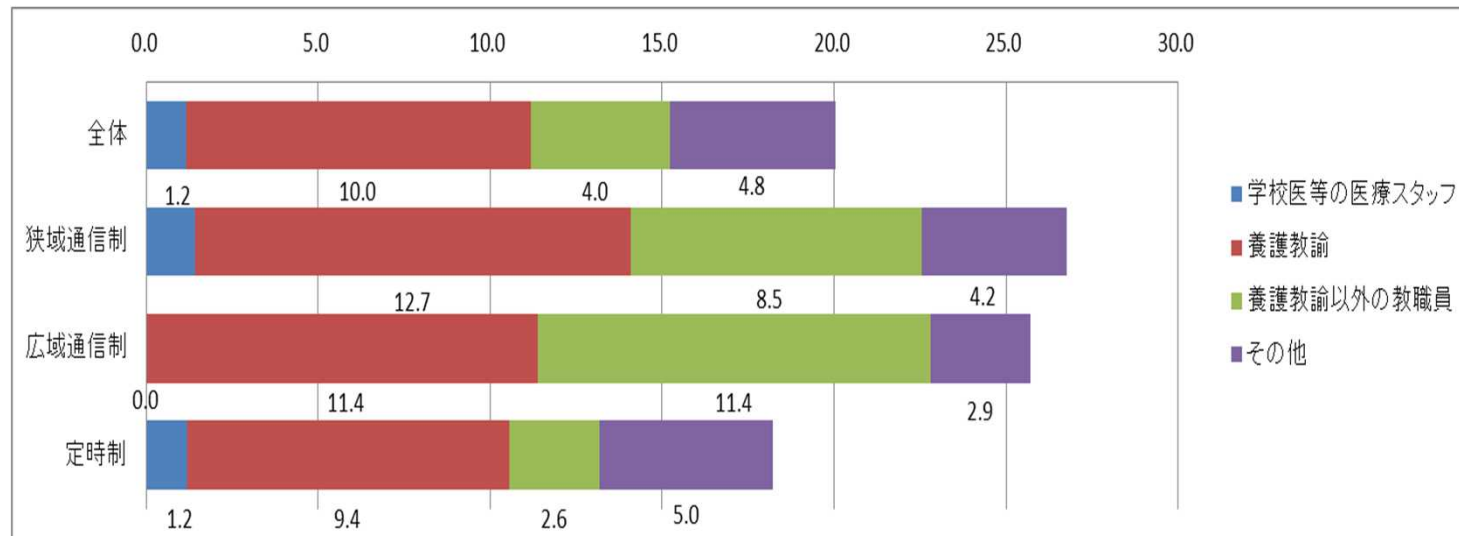
(出典) 「定時制・通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究」報告書 (平成29年度文部科学省委託事業)

# 定時制・通信制高等学校におけるスクールカウンセラーの状況

## スクールカウンセラーの配置「あり」の場合の勤務頻度等



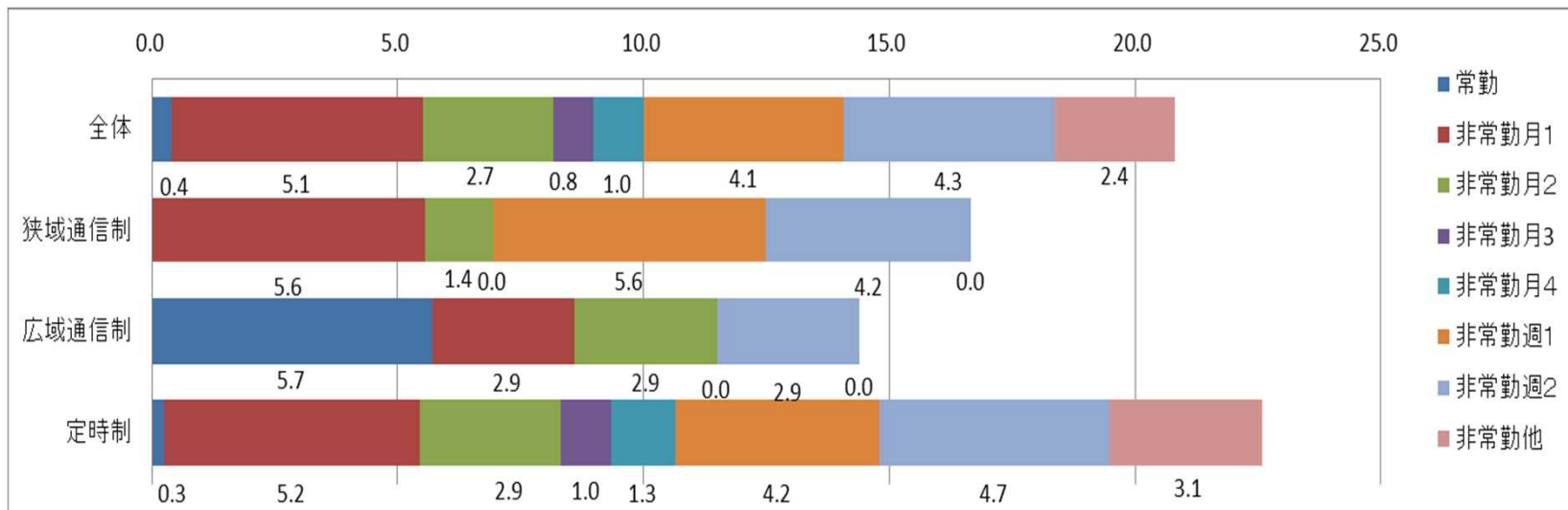
## スクールカウンセラーの配置「なし」の場合の代替スタッフ



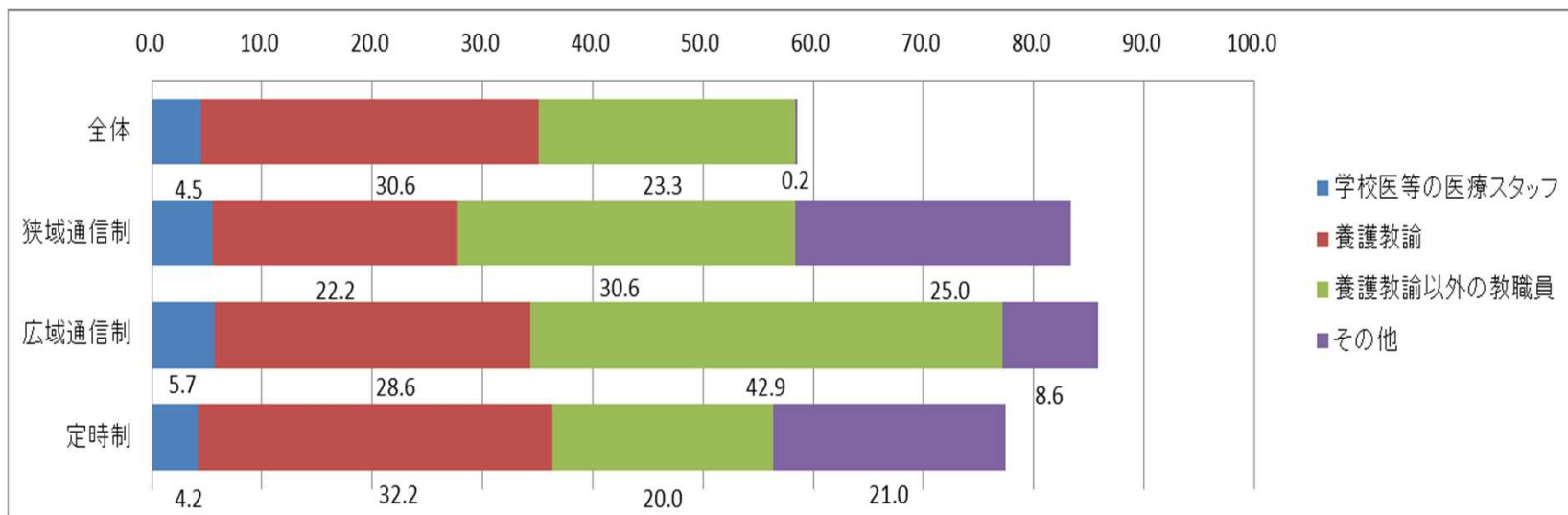
(出典) 「定時制・通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究」報告書 (平成29年度文部科学省委託事業)

# 定時制・通信制高等学校におけるスクールソーシャルワーカーの状況

## スクールソーシャルワーカーの配置「あり」の場合の勤務頻度等



## スクールソーシャルワーカーの配置「なし」の場合の代替スタッフ

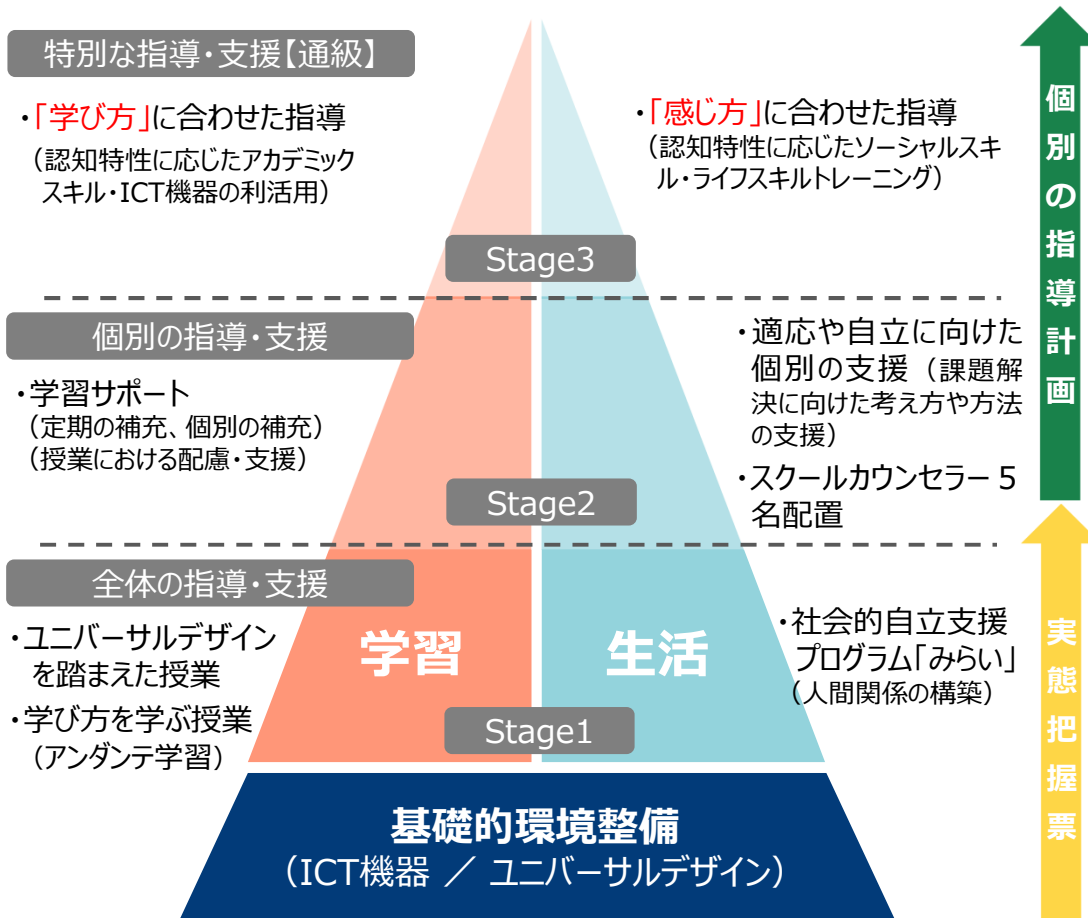


(出典) 「定時制・通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究」報告書 (平成29年度文部科学省委託事業)

# 定時制・通信制課程における多様な取組事例① <京都府立清明高等学校>

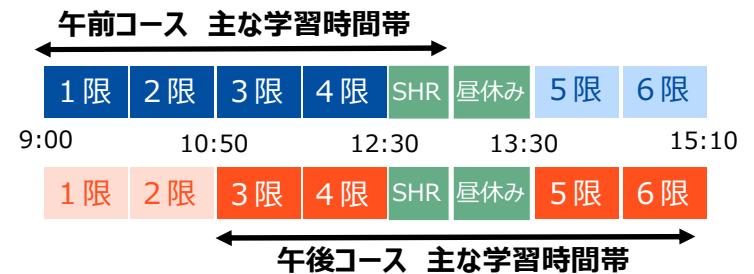
- 平成27年4月に開校された定時制（昼間2部制）・単位制・普通科の高等学校。
- 「学びアンダンテ」を基本コンセプトとして、様々な志望動機や学習経験を持つ生徒に、社会的自立を図るための確かな学力と社会生活実践力を身に付けさせ、豊かな人間性を育むとともに、一人ひとりの生徒が昼間の時間帯に自分のペースで、ゆっくり・じっくり・しっかりと学習し、自己の成長を実感できる教育を推進。

## ステージによる指導・支援 「清明トライアングル」



### ① 定時制・単位制による柔軟な教育課程の編成

- ・自分のライフスタイル、学習課題や興味・関心に合わせて、自分だけの時間割を作成。午前コース・午後コースのいずれかを選択し、自分に合った時間帯で学習。



### ② 学び直し科目「アンダンテ学習」の設定

- ・自らの課題に応じた学習活動をとおして、個々に応じた学力の定着を図り、自ら学び考える姿勢を培う。
- ・自らの学習計画を立てた上で、タブレット教材等を活用して、教員や学生ボランティアから学習支援を受けながら、自分のペースで学習を実施。

### ③ ICT機器の積極的な利活用

- ・1人1台タブレット端末
  - ・全教室に電子黒板機能付プロジェクター
  - ・校内全域 Wi-Fi 整備
- ⇒多様な学習経験を持つ生徒に対して、個別最適化された学びを実現し、学習への主体的な参加を促すことで、学習意欲を向上させ、思考力・判断力・表現力等を育成。

# 定時制・通信制課程における多様な取組事例② <東京都立稔ヶ丘高等学校>

## 様々な課題を持つ生徒のニーズに応える学習活動を実施【東京都】

- 生徒一人一人の能力や特性、興味・関心、進路希望等に応じて学ぶことができるよう、既設の学校の特色化や多様なタイプの都立学校の開設を推進。



小・中学校時代に不登校経験を持つ生徒や、長期欠席等が原因で高校を中途退学した者等を主に受け入れる「チャレンジスクール」として、平成19年に開校した総合学科・三部制(午前部・午後部・夜間部)の高校。入学者選抜は作文と面接のみで学力検査は行わず、中学校の調査書の提出も不要。

### 特徴

#### 豊富な自由選択科目の開設

- ・ 生徒一人一人の興味や関心、進路に応じた講座を選択できるよう、多様な科目を開設

#### (科目例)

##### 情報・デザイン系列

情報の表現と管理、基礎デザイン、映像表現、ビジュアルデザイン、素描 等

##### ビジネス・コミュニケーション系列

ビジネス基礎、マーケティング、経済活動と法、簿記 等

##### 人間・環境系列

防災技術、栽培と飼育、スポーツ1・2、子どもの発達と保育、リビングデザイン、日本の伝統・文化 等

#### 多様な単位認定

- ・ 英検や漢検、ボランティアも卒業単位として認定  
例：英検3級、漢検3級 ⇒ 1単位  
35コマ時間分のボランティア活動 ⇒ 1単位

#### 学校設定科目「コーピング」

- ・ 人間関係のスキルを高める目的で実施する科目。

<早稲田大学人間科学学術院と共同してプログラムを開発>

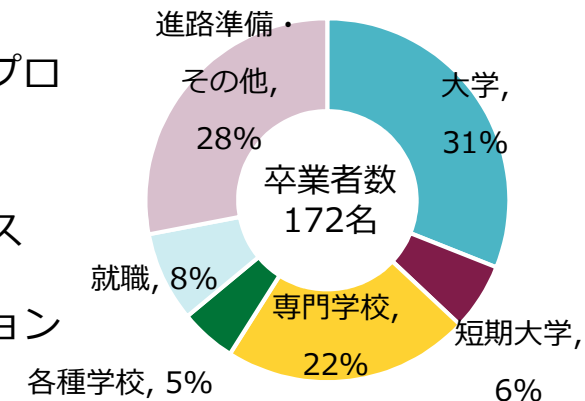
#### (学習例)

ストレスを和らげる考え方、リラクゼーション法、人間関係を円滑にするコミュニケーションのスキル 等

#### 充実した教育相談体制

- ・ 保健室やスクールカウンセラーのほか、ユースソーシャルワーカーやメンタルフレンドと呼ばれる、心理学系を専攻する大学院生による相談体制を整備。

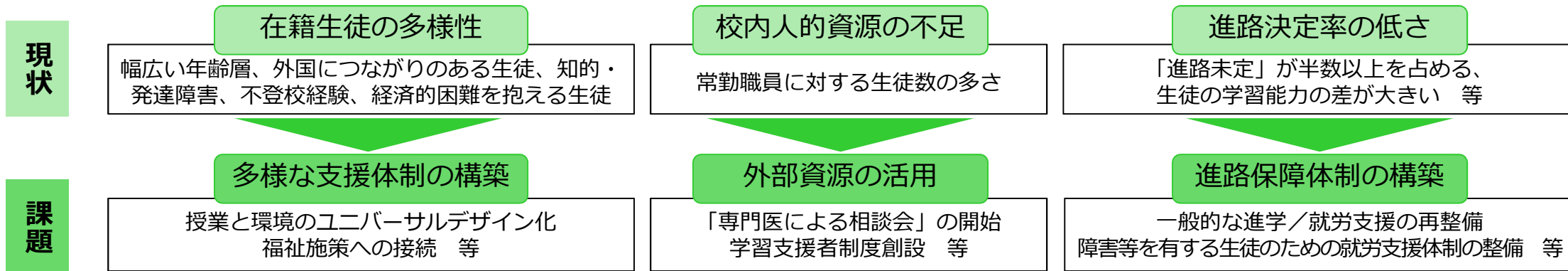
#### H29 進路状況





# 定時制・通信制課程における多様な取組事例③ <神奈川県立厚木清南高等学校>

全日制・定時制・通信制の3課程を有する高校であり、異なる課程間の授業を履修することが出来る「フレキシブルスクール」



取組事例	医療連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>発達</b>の課題等が疑われる生徒に対して、<b>医療等外部機関につなげる機会を創出</b>。</li> <li>○教職員にとっても、医師と日常的に相談できる「<b>顔の見える連携</b>」の<b>関係構築</b>を実現</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>専門医による相談会の実施</b> 思春期の発達障害を診察している精神科医による生徒・保護者向けの相談会を定期的に実施。</li> </ul>	
取組事例	就業支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「<b>キャリアデザイン</b>」では、生徒の<b>学習に対する苦手意識を払拭</b>するとともに、<b>就労に必要な基礎知識も学ぶ</b>ことで、今後の学校生活への良い影響やアルバイト先でのトラブル軽減に役立つ。</li> <li>○「<b>就業支援プラス事業</b>」では、自己評価だけでなく、受入先企業からの評価を受けることで、<b>他者からの評価を把握し、自己の課題を明確化</b>。学校においても<b>当該課題を踏まえた支援プラン</b>を実施。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>学校設定科目「キャリアデザイン」の実施</b> 社会に必要な基礎知識を身に付けることを目的として、1年次における国語・数学・英語の基礎的な内容と、進路に関わる内容を横断的に学ぶ講座を必修化。 ※ ハローワーク説明会や企業経営者の講話、大学生との交流 等</li> <li>○「<b>就業支援プラス事業</b>」の実施 コミュニケーションや独力での就職支援に課題を抱える生徒に対して、教職員の付き添いや外部機関と連携したインターンシップなどの支援を実施。</li> </ul>	





# 定時制・通信制課程の概要

## 1. 目的

- ・高等学校における定時制課程・通信制課程は、教育の機会均等の理念に基づき、勤労青少年に高等学校教育を受ける機会を広く与えるために、昭和23年に発足した。
- ・広域の通信制課程は、3以上の都道府県の生徒を対象としている通信制課程であり、昭和36年に制度化された。
- ・近年では、勤労青年が減少する一方、不登校・中退経験者、特別な支援を要する生徒、経済的な困難を抱える生徒など、多様な課題を抱えた生徒が多く所属。

## 2. 教育課程の特色

勤労青少年に高等学校教育を受ける機会を広く与えるため、技能連携による単位認定、定時制課程及び通信制課程の併修（定通併修）による単位認定が可能。

- ・技能連携・・・定時制・通信制課程の生徒が、都道府県教育委員会が指定する技能教育施設において教育を受けている場合、卒業に必要な単位数の2分の1以内で、施設における学習を高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる制度。
- ・定通併修・・・定時制課程の生徒が、通信制課程において一部の科目の単位を修得したとき等は、その単位数を卒業に必要な単位数に加えることができる制度。

## 3. 通信制課程における教育方法

通信制高校における教育は、添削指導、面接指導（スクーリング）、試験により行うほか、これに加えて、インターネット等のメディアを活用した指導等の方法で行うことができる。（高等学校通信教育規程第2条）

- ・添削指導・・・生徒が提出するレポートを教師が添削し、生徒に返送して指導する。
- ・面接指導（スクーリング）・・・生徒が登校し、教師に直接接しながら指導を受ける。なお、テレビ放送・インターネット等を利用して学習した場合、面接指導時間の一部免除が認められている（高等学校学習指導要領第7款）。
- ・試験・・・添削指導、面接指導等の成果を測る。

## 4. 通信制課程における教育課程の特例

- 通信制課程における各教科・科目等の添削指導の回数、面接指導の単位時間の標準は、学習指導要領上、特例として全日制・定時制課程とは別に定められている。

### 高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）

#### 5 通信制の課程における教育課程の特例

通信制の課程における教育課程については、1から4まで(3の(3)、(4)並びに(7)の(7)及び(イ)を除く。)並びに第1款及び第3款から第7款までに定めるところによるほか、次に定めるところによる。

- (1) 各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間（1単位時間は、50分として計算するものとする。以下同じ。）数の標準は、1単位につき次の表のとおりとする。

各教科・科目	添削指導（回）	面接指導（単位時間）
国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	各教科・科目の必要に応じて2～3	各教科・科目の必要に応じて2～8

- (2) 学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のものの添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上を確保した上で、各学校が適切に定めるものとする。
- (3) 理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上を確保した上で、各学校において、学習活動に応じ適切に定めるものとする。
- (4) 各学校における面接指導の1回あたりの時間は、各学校において、(1)から(3)までの標準を踏まえ、各教科・科目及び総合的な探究の時間の面接指導の単位時間数を確保しつつ、生徒の実態並びに各教科・科目及び総合的な探究の時間の特質を考慮して適切に定めるものとする。
- (5) 学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について体系的に行われるラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数（以下「面接指導等時間数」という。）のうち、10分の6以内の時間数を免除することができる。また、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、面接指導等時間数のうち、複数のメディアを利用することにより、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。
- なお、生徒の面接指導等時間数を免除しようとする場合には、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないよう十分配慮しなければならない。
- (6) 特別活動については、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとする。なお、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。

### 【参考】各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数 （高等学校学習指導要領 第1章第2款）

教科等	科目	標準単位数	教科等	科目	標準単位数	
国語	現代の国語	2	芸術	保健	2	
	言語文化	2		音楽Ⅰ	2	
	論理国語	4		音楽Ⅱ	2	
	文学国語	4		音楽Ⅲ	2	
	国語表現	4		美術Ⅰ	2	
古典探究	4	美術Ⅱ		2		
地理歴史	地理総合	2		美術Ⅲ	2	
	地理探究	3		工芸Ⅰ	2	
	歴史総合	2		工芸Ⅱ	2	
	日本史探究	3		工芸Ⅲ	2	
	世界史探究	3		書道Ⅰ	2	
公民	公倫	2		書道Ⅱ	2	
	共理	2		書道Ⅲ	2	
	政治・経済	2		外国語	英語コミュニケーションⅠ	3
数学	数学Ⅰ	3			英語コミュニケーションⅡ	4
	数学Ⅱ	4	英語コミュニケーションⅢ		4	
	数学Ⅲ	3	論理・表現Ⅰ		2	
	数学A	2	論理・表現Ⅱ		2	
	数学B	2	論理・表現Ⅲ	2		
理科	数学C	2	家庭	家庭基礎	2	
	科学と人間生活	物理基礎		2	家庭総合	4
		物理基礎	4	情報	情報Ⅰ	2
		化学基礎	2		情報Ⅱ	2
		化学基礎	4	理数	理数探究基礎	1
		生物基礎	2		理数探究	2～5
		生物基礎	4	総合的な探究の時間		3～6
		生体学基礎	2			
地学基礎		4				
地学基礎	4					
保健体育	体育	7～8				

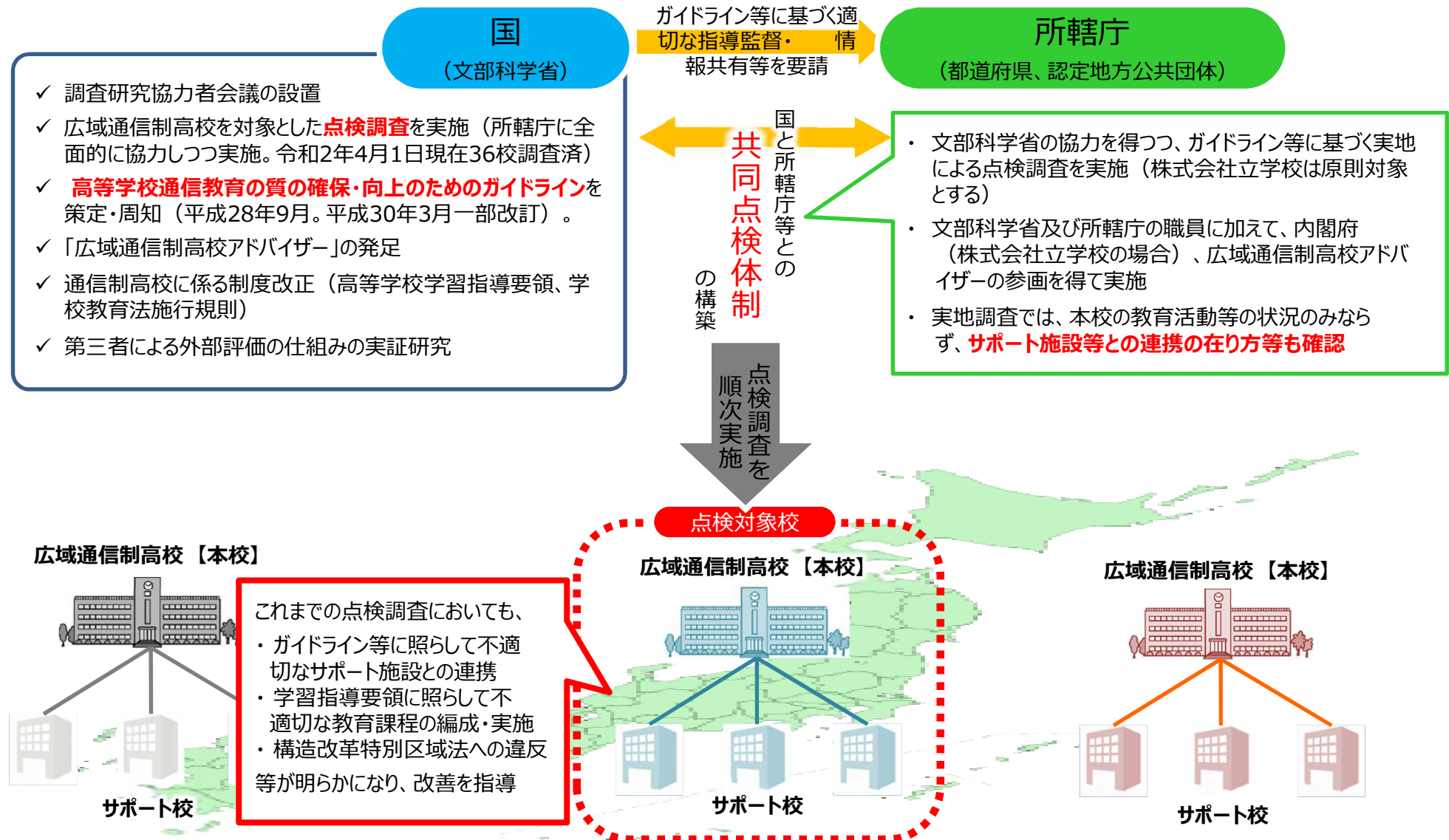
※ 1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。





# 広域通信制高校の質の確保・向上方策の全体像

- 通信制高校は、不登校や中途退学経験者等への学び直しの機会の提供など、多様な学びのニーズへの受け皿としての役割が期待される一方で、一部の広域通信制高校において、民間教育施設との不適切な連携や学習指導要領に基づかない教育など、様々な問題が生じている。
- 文部科学省においては、ウィッツ青山学園高等学校において違法・不適切な学校運営等が発覚した事案を受けて、「**高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン**」の策定や**点検調査の実施**等、広域通信制高等学校の質の確保・向上のための施策を推進している。



# 通信制課程の質保証に係る取組

## 1. **高等学校学習指導要領の改訂**

高等学校学習指導要領の通信制の課程における教育課程の特例を改訂し、面接指導等時間のメディア減免に係る配慮事項等を追加（平成30年3月公示）。

## 2. **高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの改訂**

広域通信制高等学校に対する点検調査等において更なる課題等が明らかとなったことを踏まえ、平成28年度に策定されたガイドラインを改訂（平成30年3月23日発出）。

## 3. **学校教育法施行規則の改正**

都道府県等が自ら所轄する通信制高等学校の教育活動が行われる施設を網羅的に把握し、指導監督に活かすことを目的として、面接指導等実施施設を学則の記載事項とするよう、学校教育法施行規則を改正（平成30年4月1日施行）。

## 4. **広域通信制高等学校の面接指導等実施施設に係る学則認可にあたって参照すべき指針の策定**

上記2. に伴い、所轄庁における面接指導等実施施設に係る学則認可の際に参照すべき指針を策定（平成30年3月27日発出）。

## 5. **高等学校通信教育の質の確保・向上のための指導監督マニュアルの策定**

所轄庁がガイドラインに基づき通信制高等学校に対する指導監督等を行う際に留意すべき点を取りまとめたマニュアルを策定（平成30年3月28日発出）。

## 6. **広域通信制高等学校の展開するサテライト施設に関する情報の集約及び公表**

広域通信制高等学校については、実施校の所在する都道府県の内外に多くのサテライト施設が存在し、当該施設がいずれの広域通信制高等学校と連携しているか明確でない場合、所轄庁が指導監督を実施する際や、生徒・保護者が学校選択をする際の支障となる可能性があることから、サテライト施設に関する情報を文部科学省ホームページにおいて公表。

([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kaikaku/1403646.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1403646.htm))

## 7. **広域通信制高等学校に対する経常費補助の配分の仕組みの見直し**

私立の広域通信制高等学校において違法・不適切な学校運営等があった場合に、その改善を促すための仕組みとして、経常費補助を減額して交付することができる仕組みを設けて、平成30年度の交付から適用する。

## 背景・目的

ウッツ青山学園高等学校における違法・不適切な学校運営等を踏まえ、協力者会議における検討を経て、本ガイドラインは、高等学校通信教育の質の確保・向上を図るため、通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）における**主体的な学校運営改善のための取り組みや、所轄庁における実施校に対する指導監督の際に参照すべき指針として策定**するもの

## 主な内容

### 1. 学校の管理運営に関する事項

#### ①教職員の配置等

・添削指導等は、教員免許状を有している教員により行うよう、教員配置を行うこと

#### ②連携施設との適切な協力・連携関係の確保等

・添削指導等は実施校の教職員が行うこと（連携施設の職員等、実施校の校長の監督権が及ばない者に実施させない）  
・連携施設の設置者とあらかじめ文書による取決めを行うこと  
・実施校と連携施設の関係について、生徒・保護者に十分な説明を行うこと  
・連携施設が実施校の施設であるかのような誤解を招くことのないように留意すること

#### ③学校評価

・運営状況について、自己評価を実施・公表すること、学校関係者評価の実施に努めること

#### ④その他

・編入学の受け入れについては、法令上、編入学が認められるかどうかを確認し、適切に処理すること  
・高等学校等就学支援金の代理受給等の事務を適正かつ確実に執行すること

### 3. 施設及び設備に関する事項

・通信教育規程に規定する校舎に備えるべき施設等の確保、環境づくりに努めること  
・添削指導等を行う連携施設についても、適切な環境が確保されること

### 4. 積極的な情報公開の推進

・生徒・保護者等が教育環境や運営状況に関して適切かつ十分な情報を得られるよう、実施校・設置者は積極的な情報公開に努めること

### 2. 教育課程等に関する事項

#### ①教育課程及びそれに基づく指導と評価

・学習指導要領等の教育課程に関する法令に従い、適切な教育課程を編成すること

#### ②添削指導及びその評価

・添削指導の回数を十分確保すること  
・択一式のみの課題は不適切であること。また、正誤のみの記載ではなく、生徒の学習状況に応じた解説・自学自習に必要なアドバイス等を付すこと

#### ③面接指導及びその評価

・各教科・科目の面接指導の単位時間数を十分確保すること  
・一人一人の生徒の実態を十分把握し、年間指導計画に基づき、計画的、体系的に指導すること  
・連携施設における面接指導は、その他教育活動と区別されるものであり、指導要領等に基づき実施すること。実施校は生徒の履修状況を把握すること

#### ④多様なメディアを利用した学習及び当該学習による面接指導等時間数の減免

・報告課題の作成等により、その成果が満足できるものであるかを確認すること  
・面接指導時間を大幅に減免できるのは、生徒の実態等を考慮して特に必要のある場合（自宅療養、登校困難、仕事・海外生活、教育効果の確保可能等）であること  
・メディア学習は計画的かつ継続的に取り入れなければならないこと等

#### ⑤試験及びその評価

・実施校の教職員の監督下で適切に実施すること

#### ⑥学校設定教科・科目、総合的な学習の時間の実施

・年間指導計画に基づき、教員が指導要領等に則り適切に実施し、教育水準の確保等に十分配慮すること

#### ⑦その他

・在籍しながら履修しない等の生徒への適切な指導・支援、特別支援教育コーディネーターの指名、スクールカウンセラーの配置など、きめ細かな支援に努めること